

令和3年度 第1回会津若松市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 : 令和3年10月27日(水) 午後1時～午後2時
2. 場 所 : 会津若松市生涯学習総合センター 研修室3
3. 議 事 : 報告案件
(1) 令和2年度会津若松市国民健康保険特別会計決算概要
(2) 第3期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針の取組報告
(3) 会津若松市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画の取組報告
(4) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

4. 委員会出席者 (敬称略)
- | | |
|-----|----------------------|
| 会 長 | 中澤 真 (議長) |
| 副会長 | 平野 淳子 |
| 委 員 | 江川 清 |
| 委 員 | 大塚 啓子 |
| 委 員 | 小池 金政 (議事録署名人) |
| 委 員 | 武田 健 |
| 委 員 | 渡部 浩一 |
| 委 員 | 荒井 一貴 |
| 委 員 | 小柴 誠 |
| 委 員 | 高橋 慶彦 |
| 委 員 | 後藤 竜也 (議事録署名人) |
| 委 員 | 山崎 雄一郎 |
| 委 員 | 原木 和子 |
| 委 員 | 菅原 裕宏 |
| 委 員 | 武藤 理恵子 (以上17名中15名出席) |

5. 事務局出席者
- | | |
|-----------------|--------|
| 健康福祉部長 | 藤森 佐智子 |
| 健康福祉部副部長 | 新井田 昭一 |
| 健康福祉部副部長兼健康増進課長 | 山口 恵 |
| 国保年金課長 | 小林 圭輔 |
| 国保年金課主幹 | 上田 裕司 |
| 国保年金課主幹 | 原田 真 |
| 健康増進課主幹 | 鶴川 利恵子 |
| 国保年金課副主幹 | 渡部 さおり |

国保年金課副主幹 馬場 康幸
健康増進課主任技査 長島 咲子
国保年金課主任主査 小檜山 智晶

<議 事>

会 長 議事に入る。出席委員は15名であり、過半数に達しているため、ここに協議会が成立していることを報告する。会議録署名委員については慣例により、会長の指名推薦としたい。

各委員 異議なし。

会 長 小池金政委員、後藤竜也委員の2名を指名する。
それでは、まず報告案件(1)から(3)について一括して事務局より説明をお願いしたい。

事務局 報告案件(1) 令和2年度会津若松市国民健康保険特別会計決算概要について説明する。

資料1 ページ 1の被保険者の状況であるが、令和2年度は世帯数16,407世帯、被保険者数25,542人であり、被保険者数については前年度と比較してマイナス1.6%となっておりである。被保険者数については、年々減少傾向が続いている。

次に、2 決算概要であるが、歳入については歳入合計が113億1,193万1,925円であり、歳出については歳出合計110億1,061万8,772円となった。

(1) 収支状況として記載してあるが、歳入歳出差引額で3億131万3,153円の黒字となったところである。増減理由の主なものとして、歳入では国保税が1,700万円ほど減少しているが、被保険者数の減少による国保税の減少と分析している。歳出においては、保険給付費については、前年度比で約2億円減少しており、新型コロナウイルス感染症の発生による被保険者の受診控えや、インフルエンザ等が少なかったことが要因と分析している。歳出の国民健康保険事業費納付金については、県全体で積算されるものであるが、1億8,000万円ほど減少しており、主な理由としては被保険者数の減少や保険給付費の減少が原因と分析している。結果として、収支状況は黒字となっている。

(2) 基準外繰入について、歳入歳出先差し引き額が赤字になった場合に、一般会計より補填するような内容のものであるが、令和2年度は黒字となったため行っていない。

(3) 国保税収納額については、1,708万円の減となり、前年度と比べ0.8%減となった。これは被保険者数の減が主な要因と分析しているが、新型コロナウイルスの影響により納税できない人もあるため、多少影響がでているものと認識している。

資料2 ページ (4) 保険給付費であるが、先ほど申し上げた受診控え等の影響により、減少したものと分析している。一人当たり医療費が減少したのはここ何年なく、これまで医療の高度化や高額な医薬品使用などにより増加してきていたものが、今回は減少に転じたというもので、令和2年度決算概要の特筆すべき内容といえる。

(5) 準備金残高の推移であるが、準備金は2億9千万ほどある。当初予算の編成時に国保税や納付金の不足する分を貯金から繰り入れるイメージ準備金を活用すると考

えていただいが、令和2年度末で2億9,300万円ほどある。これについて、令和3年度の当初予算編成時に2億2千万円ほど繰り入れて編成し、残高が7,300万円ほどとなったところだが、令和3年9月に決算剰余金が出たのもとに戻した状況である。

事前に委員の皆さんからいただいた質問への回答は、2番・3番であり、あわせてご覧いただきたい。

次に、報告案件(2)第3期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針の取組状況について説明する。資料3ページ、国保事業の健全化のために掲げた4項目について令和2年度の取組状況を報告するものである。

1 国保税の適正賦課と収納率向上の取組についてであるが、税率の改定については、国保事業の安定的な運営を図るために適正に賦課することが重要なことである。平成27年度に改定して以降、令和元年度に続き令和2年度においても改定を行わず据え置きすることができた。

(2)について、収納率向上を図る取組としてさまざま行っているが、主に①から⑤の5つについて継続して取り組んでいる。3ページ下段であるが、令和2年度の収納率の速報値については、現年分91.72%、前年度比0.37ポイントの増となり、滞納繰越分は17.70%、前年度比0.20ポイントの減となった。合計して71.64%、前年度に比べ0.02ポイントの減となった。県内13市中で、7位となった。新型コロナウイルス感染症の影響でさらに減少すると思ったが、結果0.02ポイントの減であり、減少はしたが大きな減少でなかったことは評価している。

資料4ページ、2 医療費適正化への取組についてであるが、(1)診療報酬明細書の請求内容の専門職が8名おり、医療費適正化に取り組んでいるところである。財政効果率は、1.17%であり、令和元年度が1.09%であったので、前年度に比べ0.08%増と若干よくなっている。また、(2)の重複・頻回受診の指導の訪問にも取り組んでいるところである。3 健康づくりと4 その他の取組について、報告案件(3)で報告する。

5 今後の取組として特に収納率についてであるが、さまざま取組している中でもなかなか上がらないのが現実であり、①から③にあげた取組を継続して行っていくとともに、国保の県内統一保険料率に向けた過程において、収納率が低い自治体は、国保事業費納付金額を上げるといった、ペナルティのような考えがあり、収納率の向上は最優先課題として取り組む必要があると認識している。本市は、コンビニ納付やインターネット納付など行っているがさまざま納付方法について研究し、先進自治体の取組を参考に取組んでいく考えである。

(2) 医療費適正化にも努め、より医療費適正化に努め、国保事業の健全化に取り組んでいく。

次に、報告案件(3)会津若松市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画の取組について報告する。データヘルス計画と特定健康診査実施計画のに基づき、生活習慣病の発症や重症化予防、高血圧症・糖尿病・脂質異常症の減少、メタボリックシンドロームの減少のため実施した令和2年度の保健事業について報告するものです。

1 特定健康診査については、引き続きの取組であるが、集団健診、施設健診ともに会場設定し、6月～11月の間、実施してきた。集団健診の会場が10箇所で行ったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により6月の集団健診を全て中止した影響で4箇所減少した。令和2年度の集団健診は8月から11月まで31日実施したが、令和元年

度の40日と比較すると、9日間減少した。実施にあたっては、感染予防対策として、受付前に手指消毒や問診を行いながら実施した。受診率向上の取組については、令和2年度の新しい取組としては、受診歴等個別の事情をふまえた分類別の受診勧奨通知を行った。これは、ナッジという理論を用いた方法であり、過去の受診歴から特有の分析を行い、どのような受診勧奨をすれば受診につながるかを分析し、通知を送るものである。(2)受診者数については、令和2年度は45.5%となり、令和元年度と比べマイナス2.2ポイントとなった。国の目標値が60%、市の目標値が52%であり、近づけようとしたところであるが、集団健診会場の減少や実施期間の減少などがあり、受診率が減少する結果となった。マイナス2.2ポイントと結果が出たが、先日の県の会議では、県内はマイナス5ポイント減少という速報値が出ていると聞いたところであり、本市の状況にそれなりの評価をしている。

資料6ページ、年代別受診率表であるが、40代の受診率が低く、これは、以前からであり、この年代の受診率を高めることが課題となっている。すべての自治体が同じ課題を持っており、市町村間で情報共有を図りながら、何か良い方策があれば取り組んでいきたい。

2 特定保健指導は、特定健康診査の結果からメタボリックシンドロームの該当者等を対象に自ら生活習慣の改善を目指して行動できるよう専門職である保健師が支援する内容である。令和2年度の実施率は、61.2%であり、市の目標が72.6%であるので達成していないが、国の目標値は60%でありそれは達成している状況である。

7ページ、重症化予防事業・糖尿病性腎症重症化予防事業についてであるが、糖尿病の取組を強化し、新たな透析患者の減少を図るための取組である。各項目の支援人数については、令和元年度と比べ若干人数が減っており、新型コロナウイルス感染症の影響もあると認識している。医療費の削減に貢献する内容であるので継続して取り組んでいく。

4 その他の取組として3つ掲げたが、目新しい取組があるのではなく、継続して取り組んできたものである。

資料8ページ、5 特定健康診査・特定保健指導・重症化予防事業にかかる実施結果であるが、平成28年度の計画策定時からの目標の達成状況について、達成が○、未達成だが改善傾向が△、未達成で悪化傾向が×と評価させていただいた。令和元年度と比べ、○が3つで同じ、△1つが3つに、×5つが3つとなり、令和元年度に×だったものが△になったものであり、これまでの取組で良くなってきたと認識している。

6 今後の取組であるが、目標達成のためには継続した取組が不可欠であり、新たな取り組みがあれば取り組んでいきたいが大幅に効果があるというものは今のところない状況であり、これまでの取組を地道に行い、先進事例など研究しながら、目標達成に向けて取り組んでいきたい。

委員の皆さまから事前にいただいたご質問・ご意見は4ページにわたりまとめており、ご確認いただき、不明な点は追加でご質問いただきたい。説明は以上である。

会 長 質問、意見はあるか。

(な し)

会 長 続いて、報告案件(4)会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について事務局

より説明をお願いしたい。

事務局

資料9ページ、1 改正の趣旨についてであるが、出産育児一時金の支給額の見直しに関する、健康保険法施行令等を一部改正する政令が8月4日に公布されたところである。出産育児一時金とは、出産にかかる費用負担軽減のために、加入する医療保険から一定の額が給付される制度である。出産育児一時金40万4千円に産科医療補償制度という保険の額を1万6千円上乘せし、現在42万円支給している。今般、産科医療補償制度の掛け金の議論があり、引き下げられる決定がなされたが、少子化対策をかんがみ、支給総額42万円は変えず内訳を変更する改正がなされた。これに基づき、市の条例にも額が規定されているため、改正するものである。

2 改正の内容であるが、出産育児一時金の額が40万4千円から4千円引き上げ、産科医療補償制度の対象額を1万6千円から4千円引き下げる改正である。総額的には42万円に変更はないものである。

3 施行については、令和4年の1月1日から施行であり、施行日以前に出産した被保険者にかかる出産育児一時金の額は従前の例によるが、支給総額は変わらないため、対象の方には影響がないものとする。今後、12月市議会定例会に提出する予定である。産科医療保障制度については、分娩機関が加入し、分娩による重度の脳性麻痺となった子と家族の経済的負担を補償するための制度となっている。資料10ページ、国保条例の新旧対照表については、繰り返しとなるが、額の改正と附則に施行期日についての経過措置を設けるものである。

資料11ページ、産科医療保障制度の説明であるが、制度創設は平成21年1月1日からで、今回で2度目の改正となる。当初3万円の掛け金から平成27年1月1日に1万6千円に引き下げられ、来年1月1日から1万2千円への引き下げとなる。産科医療保障制度の加入分娩機関については、県内の産科医療機関の100%が加入している状況となっている。

説明は以上である。

会 長

質問はあるか。

(な し)

会 長

円滑な審議ご協力いただきありがとうございました。

上記の会議録が、令和3年10月27日に開催された、令和3年度第1回会津若松市国民健康保険運営協議会の記録に相違ないことを証明するために署名する。

令和3年 月 日

会津若松市国民健康保険運営協議会

会 長

委 員

委 員